

静岡県告示第785号

令和4年台風第15号に伴う災害に関し、災害救助法に基づく救助を島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、菊川市、牧之原市に対しては令和5年9月22日をもって、浜松市に対しては令和6年4月30日をもって、御前崎市に対しては令和6年11月29日をもって終了したので、告示する。

令和6年12月20日

静岡県知事 鈴木康友